

(法第28条第1項)

平成24年度特定非営利活動に係る事業報告書
NPO 法人小学生モンテッソーリ・スクール

1 事業の成果

- (1) 小学生を対象に、「数」・「言語」・「文化」の各領域について、モンテッソーリ教育法による教育事業を行いました。縦割りの少人数制、世代の交流（講師は20代から70代）など学校教育や進学塾、補習塾とは異なるユニークな教育プログラムを地域社会に提供できました。
- (2) 質の高い教育プログラムの提供のため、研修及びスタッフの研鑽に力を入れました。
- (3) 当NPOのユニークな教育プログラムを地域社会に広く知っていただくため、平成21年度から実施している「講演会」（無料）を、下記のとおり開催しました。
 - ・ 参加者は、約220名でした。
 - ・ 当講演会は、「市川市市民活動団体支援金制度」による支援金を受けることができ、また、市川市教育委員会後援行事及び浦安市教育委員会後援行事にもなりました。
 - ・ 講演会開催事業を通じて、地域の方に当法人の教育プログラムを知っていただくことができました。また、モンテッソーリ教育のみならず、子育ての参考となる情報を市民の方々にご提供できたことが、大変、有意義なことと思います。教育、子育てについて大変参考になった、興味深い話が聞けたなどの好意的なご意見が数多くありました。

記

開催日 : 平成24年10月6日(土) 午前9:30~11:30

開催場所 : 市川市立南新浜小学校体育館

演 題 : 「モンテッソーリ教育を受けた子どもたちに共通する
特徴・その根拠」

講 師 : 相良 敦子

2 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
小学生を対象とするモンテッソーリ教育法による教育事業	①モンテッソーリ教育法により、主に「数」・「言語」・「文化」の各領域について教授する。学校教育を超えた興味、知識の広がり大切に。②興味あることを自覚させ、自己発見による充実感をもたせる。③学習方法について指導、助言し、自己学習ができるように導く。④子供達が自己を知り、自己活動することにより自立した人となるように導く。	原則、毎週、月、火曜日を中心に1回あたり2時間。60回実施。	当事務所	3人	小学生14人	1,637